

令和 8年 3月 6日
(2026年)

業者各位

技術管理課

令和8年3月設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について

このことについて、和歌山県からの特例措置の通知に基づき、本市におきましても次のとおり運用することとしますのでお知らせします。

なお、本特定措置により契約金額が変更された場合は、技能労働者への適正な水準の賃金の支払いなど、適切な措置を講じられますようお願いいたします。

1 措置の内容

令和8年3月設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）の上昇に伴い、2に定める建設コンサルタント業務等の受注者は、設計業務委託契約書第59条又は建築設計業務委託契約書第58条又は測量・調査業務請負契約書第59条に掲げる規定に基づく契約金額の変更の協議を請求することができます。

2 対象業務

令和8年3月1日以降に当初契約を締結する建設コンサルタント業務等のうち、予定価格の積算に当たり、旧技術者単価を適用したもの。

3 具体的な取扱い

次の方式により算出された契約金額に契約を変更します。

$$\text{変更後の契約金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格

k ：当初契約の落札率

4 具体的な対応について

(1) 変更協議の請求

受注者からの変更協議の請求は打合せ記録簿等の書面により、契約日以後、速やかに行うこととします。